

第 5 回門真市教育振興基本計画策定委員会 議事録

開催日時 平成28年 1 月26日 (火) 午前10:00~12:10

開催場所 市役所別館 3 階 第 3 会議室

出席者 森田英嗣、工藤宏司、高松みどり、片山仁、川村早余子、山中明宏
小寺弘明、峯松大輔、岡田和樹、稲毛雅夫、藤井良一、柴田昌彦、河合敏和

事務局 山口学校教育部次長、西岡教育総務課長、三村学校教育課長、成田学校教育課参事、松村教育総務課長補佐、永田教育総務課主査

傍聴者 3 名

議事

開会と資料の確認

森田委員長

本日はご多忙の中、「第 5 回門真市教育振興基本計画策定委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

初めに、事務局から、資料の確認をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

学校教育部教育総務課長の西岡でございます。よろしくお願いいいたします。

お手元の資料の確認をしたいと思います。

1 点目 配席図

2 点目 会議次第

3 点目 資料 1 「第 4 回策定委員会議事録」

こちらは参考に配布しております。

4 点目 資料 2 「門真市教育振興基本計画（素案）」

5 点目 資料 3 「門真市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について」

6 点目 資料 4 「計画新旧対照表」

7 点目 資料 5 「スケジュール」

以上となっております。

皆さま、すべてお手元にございましたでしょうか。

1. パブリックコメントについて

森田委員長

それでは、まずは案件1. パブリックコメントについてですが、27年12月にパブリックコメントを実施し、さまざまなご意見が寄せられました。事務局より説明をお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

それでは、お手元の資料3「門真市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について」をご覧ください。

「門真市教育振興基本計画(素案)」に係るパブリックコメントにつきましては、27年12月1日から27年12月23日にかけて意見を募集いたしました。

市ホームページ、市広報に掲載のほか、本市公共施設等に意見箱等を設置し、実施いたしました。

その結果、8人の方から計31件の意見が出されました。いただいたご意見及び市の考え方については、2ページ以降に事務局案を示させていただいております。

また、それに伴う、計画の修正案を資料4「計画（素案）新旧対照表」に示させていただいております。左側が修正後、右側が修正前となっております。

本日、この案を基に議論していただき、内容に修正があれば、修正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

森田委員長

では、事務局案を基に検討していきたいと思えます。

いただいたご意見が31件ありますので、1から9、10から20、21から31と3つに分けて進めさせていただきます。

では、まずは「1から9」の説明を事務局よりお願いします。

事務局（西岡教育総務課長）

【事務局より項目1から9を説明】

資料3「門真市教育振興基本計画（素案）に対する意見募集結果について」2ページをご覧ください。

まず、1番目のご意見につきましては、計画7ページ、読書の状況についてであり、一人当たりの貸出冊数のデータも記載した方がいいのでは、とのご意見でした。

市の考え方といたしましては、一人当たりの貸出冊数のデータも1つの指標ではありますが、子どもの読書状況として、学年が上がるにつれ、市立図書館、学校図書館の利用頻度が少なくなっております、その実態を明らかにし、課題を示すために、市立図書館の調査結果を使用し、掲載をいたしました。としております。

次に、2番目のご意見につきましては、司書教諭資格のある首席（指導教諭）に司書教諭を発令し、時間軽減教諭を配置する措置をしてはどうかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、子どもの読書活動の推進に向け、いただいたご意見も参考にし、今後も子どもの読書環境の充実を図れるよう学校の自主的な活動を支援し、読書活動の推進に一層取組んでまいります。としております。

次に、3番目のご意見につきましては、計画9ページの基本目標の「15年一貫教育」という言葉について、これだけでは、何のことか分からないので、例えば「0歳からの15年一貫教育」とすればどうかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見のとおり、この表現では何歳から何歳までなのかが分かりにくいいため、基本目標1を「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」と修正いたします。としております。

次に、4番目のご意見につきましては、計画12ページ及び16ページに子どもがつながるような記述があるので、主な実施事業の部分に「子どもたちをつなげる」ことができる事業を入れてほしいとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、第1回教育振興基本計画策定委員会（以下、策定委員会）の案件6「計画の基本理念について」をはじめ、本策定委員会では、子どもたちをつなげることについて、議論をいたしました。

ご意見を踏まえ、引き続き、人権教育については教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもをはぐくんでいけるよう取組んでまいります。としております。

次に、5番目のご意見につきましては、自尊感情についてのご意見で、自尊感情を高める事業は他の事業でもあると思うのでもっと前面に出してはどうかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、これまでも本市の施策・事業を進めるにあたって、子どもたちの「自尊感情」を高めることは重要な要素であると認識しており、例えば第4回策定委員会の案件1「計画素案について 第3章」等、自尊感情について議論をいたしました。

本計画においてもその認識の基、各方向等でその記述をしておりますが、ご意見を踏まえ、3点の修正を行いました。

16ページ①「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」3行目「…道徳教育の取組や実践の交流を行い、規範意識や…」の部分で、「…実践の交流を行い、自尊感情（自己肯定感、自己有用感）や規範意識をより高める…」と修正いたします。

17ページ⑤「国際理解教育の推進」4行目「諸外国につながりを持つ児童・生徒が、日本で…」の部分で、「児童・生徒が、自尊感情を持って日本で学び生きていくための力を高められるよう…」に修正いたします。

19ページ「今後の方向性」1行目「…障がいのある子どもが、その…」の部分で、「障がいのある子どもが、自尊感情を高め、その能力や…」と修正いたします。

これらの考え方、方向性を踏まえ、これまで取組んできたことを継承・発展させ、各施策・事業を展開してまいります。としております。

次に、6番目のご意見につきましては、自尊感情についてのご意見で、自尊感情を高める人権教育をさらに充実させるべきではないかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、例えば第4回策定委員会の案件1「計画素案について第3章」など、自尊感情について議論をいたしました。

16ページ③「人権教育の充実」を掲げており、引き続き教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもをはぐくんでいけるよう取組んでまいります。としております。

次に、7番目のご意見につきましては、門真市第5次総合計画に「外国籍市民の増加をふまえ、多文化共生社会の形成をめざす」とあるので、そのことをもっと計画に盛り込むべきではないかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、第2回策定委員会の案件2「計画素案について第2章」等で外国籍市民について、議論をいたしました。

17ページ⑤「国際理解教育の推進」に記載があるように、「門真市在日外国人教育基本方針」に基づき、国際理解教育の推進や諸外国につながりを持つ児童・生徒の教育支援体制づくり等に、引き続き、取組んでまいります。としております。

次に、8番目のご意見につきましては、人権教育について計画の16ページにしか記載がなく、人権教育を基盤として考えていないように受け取れるがどうかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、第2回策定委員会の案件2「計画素案について第2章」、第3回策定委員会の案件2「計画素案について第3章」、第4回策定委員会の案件1「計画素案について第3章」等、本策定委員会では、人権教育について、議論をいたしました。

不登校・いじめ問題、貧困問題について、本計画（素案）16、17、29、38ページに記載しておりますが、15年間を一つながりと捉え、これまで本市が取組んできたことを基盤として、引き続き、教育活動のあらゆる場面を通じて、豊かな人権感覚を持った子どもをはぐくんでいけるよう取組んでまいります。としております。

次に、9番目のご意見につきましては、LINEやSNS等によるいじめが増加しているため、それに対する取組も入れていただきたいのご意見でした。

市の考え方といたしましては、今後LINEやSNSを中心としたネット上のいじめが大きな課題になってくることは認識しており、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の早期発見対応に向けた取組が重要であります。急速に変化するネット環境や課題に対応するために、取組をさらに充実してまいります。としております。

以上でございます。

なお、修正する箇所につきましては、資料4、本計画（素案）新旧対照表2ページ、3ページをご覧ください。3番目のご意見より、9ページ及び12ページの基本目標1

「15年一貫教育」のところを「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」と修正いたします。

5番目のご意見より、16ページ①「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」3行目「…道徳教育の取組や実践の交流を行い、規範意識や自己肯定感、自己有用感を…」の部分で、「…実践の交流を行い、自尊感情（自己肯定感、自己有用感）や規範意識をより高める…」と修正いたします。

次に、新旧対照表の4ページ、5ページをご覧ください。17ページ⑤「国際理解教育の推進」4行目「諸外国につながりを持つ児童・生徒が、日本で…」の部分で、「児童・生徒が、自尊感情を持って日本で学び生きていくための力を高められるよう…」に修正いたします。

次に、新旧対照表の6ページ、7ページをご覧ください。19ページ「今後の方向性」1行目「…障がいのある子どもが、その…」の部分で、「障がいのある子どもが、自尊感情を高め、その能力や…」と修正いたします。

1～9につきましては、以上でございます。

森田委員長

確認ですけれども、資料の3の部分ですが、後々皆さんに公表する部分で、インターネットで公表する資料と考えてよろしいですか。

事務局（西岡教育総務課長）

はい、そのように考えていただいて結構です。

森田委員長

分かりました。ではこれ自身も公表されるということですね。

事務局（西岡教育総務課長）

はい。

森田委員長

それでは、いただいたご意見からご質問をいただければと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

森田委員長

では、工藤委員をお願いします。

工藤副委員長

いただいた件で、少し議論を要するようになってしまうかもしれないんですが、パブ

リックコメントの3ページの4番に関してです。12ページの施策の基本目標の1に係るところで、コメントを読ませていただいたり、この間の議論を思い出しながら考えていたことなのですが、基本計画の素案の12ページの今後の方向性の中にある文章と文言で、「児童生徒の理解を促進し」という段落の後に「すべての子どもが認められる集団づくり」という表現になっていると思いますが、いろいろ考えると、この文章が学校の形を想定している文章だなと思いました。もちろん、教育振興基本計画なので、学校の現場がある程度想定されるということは思うんですけども、一方で子どもたちには何のための15年の一貫教育であるのかを考えたところ、その先に彼らが主体的に生きていく素地を作っていくということで、集団というのは形のはっきりしたものだと思います。

学校のクラスであるとか、職場の何かであったりするんですけども、多分これから子どもたちにすごく重要なのは、集団の中でどういうことをしていくのかももちろんそうかもしれませんが、そこにいる人や、あるいはそこから外に出て出会う人たちと、どういう関係を作っていくのかというような、もう少し広い概念の方がここは良いんじゃないかと思いました。

それを考えながら注の9を見ると、そのまま関係を作るということが書いてあるので、もしかすると、これは集団づくりということではなくてもフラットな関係づくりという言葉で良いんじゃないかと思います。その方が、クラスのイメージであるとか、部活動の特定のグループのイメージでないものを、イメージできるというようなことがあるのかと思います。また、学校の外も含めて人間関係をどのように作っていくのか。今までの教育の中で、その議論があったと思いますので、そういう形に訂正できるのかは分からないんですが、よければこのようでもうどうでしょうか。これは提案になります。

森田委員長

ありがとうございました。最近をよく人間関係づくりについては現場で言われていることです。委員の皆さんいかがですか。これはコメントの4番に関わって、今のようなご提案をいただきました。集団づくりということ「人間関係づくり」というふうに。

副委員長、人間関係はつけないですか。

工藤副委員長

関係とは人との関係もそうだと思いますが、例えば組織との関係ということもあるでしょうし、知識との関係とか、非常に本来的に良い意味がありますよね。おそらく、子どもたちが主体的に学びをしていく時というのは、良い関係であると思いますので、少し広すぎるかもしれませんが、私としては人間関係という形で限定しなくてもいいのかなと思います。

森田委員長

はい、ありがとうございました。それでは今のご提案も含めて皆さんどうでしょうか。

学校現場ではどうですか。

関係づくりとして脚注を入れていくことになるのでしょうか。

工藤副委員長

そうですね。下が、集団づくりとなっているので。関係づくりとは先ほども申し上げたようにいろいろな意味合いがあると思いますので、例えば、ここを関係づくりという言葉に変えてあげて、そこから先はそのままでもいいのかとは思いますが。「生活背景を持った子どもたちを」ではなく、「子どもたちが」で、子どもが主体かなと思いますので、関係を作っていくというような。主体が子どもであるように意識をしてみたらどうなのかなといった提案です。

森田委員長

「子どもたちが丁寧につなぎ」に続けて、「子どもたちが集団の中で、個性を磨き上げ」これは個性を磨き合いの方がいいですね。

「互いに尊重しながら信頼で結ばれた成長し合う関係をつくる」というような形で、文言は「集団」ということに限定せずに、より広い関係づくりと記述した方がいいのではないかというご意見です。他の方いかがですか。

岡田委員

今聞いたばかりなので、すぐには話がまとまらないんですけども、門真市の学校の先生がされていることは、多分工藤副委員長がおっしゃったことと同じなのかなと思いますので、僕は異議がありません。

確かに、昔から集団づくりという言葉は使っていますので、内容は同じなのですが、集団という言葉が一般市民が見た時に、まとめる人がいると捉えられる恐れがあるのかなということも踏まえて、先生が一番大事にしているのは子ども同士や子どもと他の人との関わりなので、関係作りでもいいかなと思います。

森田委員長

これは市民の方も見られるということなので、言葉に透明性があつた方がいいですね。分かりやすい方がいいと思います。

その他どうですか。

学校は独特な言葉づかいというのがあるだろうし、学校の先生方には分かるけども市民には分かりにくいということがあると、駄目なので、そういうことがないようにということも含めて、より良い意味を持たせて関係づくりということですか。

よろしいですか。ここは、集団づくりから関係づくりにするという形で取り運びさせていただきます。片山委員、川村委員もよろしいですか。

片山委員・川村委員

はい。

全委員

異議なし

森田委員長

言葉を変えていくというようなことにさせていただきます。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。1番から9番までですが。

先に進めさせていただいていいですか。後で戻ってくるということによろしいでしょうか。別に急いでいるわけじゃないんですけども、事務局の方で説明をしていただきたいと思います。また気づいたことがあれば、戻ってきても構わないかなと思いますので申し訳ありませんが、10～20につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（西岡教育総務課長）

【事務局より項目10から20を説明】

10番目のご意見につきましては、計画18ページの記述に食物アレルギーの増加は、必ずしも核家族化やライフスタイルの変化と因果関係を有するものではないと思うので、記述に注意していただきたいとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所（18ページ「現状と課題」）を、3行目より「…過度の瘦身等の課題が見られています。

また、近年、食物アレルギーを持つ子どもが増加しています。」と修正いたします。としております。

次に、11番目のご意見につきましては、栄養教職員の未配置校への増員やフォローは重要だと思うがどうかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、国・府に対し、栄養教職員の全校配置を引き続き要望していくとともに、27年度より市独自で栄養士を未配置校へ配置しており、今後も安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。としております。

次に、12番目のご意見につきましては、計画19ページの主な実施事業②通級指導教室の拡充の箇所において「通常の学級に在籍する」という表現があるが市民に余計な偏見を抱かせるのではないかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見のとおり、19ページ②「通級指導教室の拡充」1行目「通常の学級に在籍する発達課題を…」の部分で、「発達課題を…」に修正いたします。としております。

次に、13番目のご意見につきましては、計画20ページに「校内委員会」という言葉

が出てくるが、保護者にとって分かりにくいので解説を入れてはどうかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、いただいたご意見のとおり、脚注に校内委員会について下記のように記述いたします。

※校内委員会

支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任をはじめ学校全体として個々の児童・生徒への指導や支援方策を具体化する会議のこと。としております。

次に、14番目のご意見につきましては、小中一貫教育に関してのご意見です。

小中一貫カリキュラムは中一ギャップへの課題解決として有効と思われるが、他の地域の実施状況等を把握し、検討だけでなく実施すべきであるのご意見でした。

市の考え方といたしましては、小中一貫カリキュラムについては、今後十分な検討が必要であり、検討をしていく中で、一定の方向性を定め実施していくことが重要と考えております。としております。

次に、15番目のご意見につきましても、小中一貫教育に関してのご意見です。

小中学校間の指導方法の違いにより、「中一ギャップ」が起こるというデータがあるのかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、本計画につきましては、さまざまなデータや現状、そして課題分析に基づき、ご意見を頂戴しながら作っております。

文部科学省「平成25年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果からも、学級担任と教科担任の違い、授業スピードの違い、授業等観点の違い、人間関係などが起因するといった分析もあります。

中一ギャップについては、多くの問題が顕在化するのが中学校段階からだとしても、小学校段階から始まっている場合が少なくありません。そのことから、小中連携は基より、中学校区内の小中連携も含め、不登校やいじめ等共通した課題について取り組むことが必要と考えています。としております。

次に、16番目のご意見につきましても、小中一貫教育に関してのご意見です。義務教育学校についての記述がありますが、学校は地域コミュニティの核としての性格も有するので、保護者や地域住民の意向等の反映をしてほしいのご意見でした。

市の考え方といたしましては、今後の小中一貫教育と学校環境のあり方につきましては、保護者や地域住民の方のご意向も把握しながら、本市の子どもたちにとってより良い教育環境になるよう検討してまいります。としております。

次に、17番目のご意見につきましては、学校図書館に関することであり、学校図書館司書の配置は重要であると思うがどのように考えているかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、今後も専任の学校図書館司書の拡充を含む学校図書館教育の充実に努めてまいります。としております。

18番目のご意見につきましても、学校図書館に関するご意見で、学校図書館司書配置

校と未配置校の貸出冊数のデータが必要ではないかのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見を踏まえ本計画 30 ページ「現状と課題」の 2 行目「配置校においては貸出冊数の増加や…」を「配置校においては年間貸出冊数が 1,000 冊以上増加、また学校図書館の…」と修正いたします。としております。

19 番目のご意見につきましても、学校図書館に関するご意見で、プライバシーの観点から貸出システムの整備についても記載してほしいのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見を参考にさせていただきながら、児童・生徒の本や読書に対する興味関心を高めるため学校図書館の整備に努めてまいります。

貸出システムについては、どの方式であっても情報の管理に留意することが求められると理解しております。としております。

20 番目のご意見につきましても、学校図書館に関するご意見で、図書館担当教諭、司書教諭、学校図書館司書の位置づけが不明瞭である旨のご意見と計画の 24 ページに司書教諭の記載がないのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見をいただきました、三者の業務上の位置づけにつきましては、脚注に「※司書教諭 学校図書館法により 12 学級以上の学校には必ず置かなければならないとされており、学校図書館の専門的職務を掌る」「※学校図書館司書 平成 26 年度改正学校図書館法により、学校には司書教諭のほか学校司書を置くよう努めなければならず、専ら学校図書館の職務に従事する」「※図書館担当教諭 各校における校務分掌上の役割」と追記いたします。

本計画 24 ページ③「学校等との連携・協力の推進」8 行目「学校図書館司書・図書館担当教諭…」の部分につきましては、ご指摘のとおり、「司書教諭・図書館担当教諭・学校図書館司書…」に修正いたします。としております。

以上でございます。

なお、先ほどと同様、修正のある箇所につきましては、資料 4 計画（素案）新旧対照表 4 ページ、5 ページをご覧ください。10 番目のご意見で、計画 18 ページ「現状と課題」の 3 行目「…肥満傾向の増加、過度の痩身、食物アレルギーの増加等の課題が…」を「…肥満傾向の増加、過度の痩身等の課題が見られています。また、近年、食物アレルギーを持つ子どもが増加しています。」と修正いたします。

次に、新旧対照表 6 ページ、7 ページをご覧ください。12 番目のご意見で、19 ページ②「通級指導教室の拡充」1 行目「通常の学級に在籍する発達課題を…」の部分、「発達課題を…」に修正いたします。

次に、13 番目のご意見より、計画の 20 ページの脚注に校内委員会を追加いたしました。

※校内委員会

支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任をはじめ学校全体として個々の児童・生徒への指導や支援方策を具体化する会議のこと。

次に、新旧対照表 10 ページ、11 ページをご覧ください。

18 番目のご意見より、本計画 30 ページ「現状と課題」の 2 行目「配置校においては貸出冊数の増加や…」を「配置校においては年間貸出冊数が 1,000 冊以上増加、また学校図書館の…」と修正いたします。

20 番目のご意見より、脚注に「※司書教諭 学校図書館法により12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされており、学校図書館の専門的職務を掌る」「※学校図書館司書 平成26年度改正学校図書館法により、学校には司書教諭のほか学校司書を置くよう努めなければならず、専ら学校図書館の職務に従事する」「※図書担当教諭 各校における校務分掌上の役割」と追記いたします。

続いて、新旧対照表 8 ページ、9 ページをご覧ください。

こちら 20 番目のご意見より、本計画 24 ページ③「学校等との連携・協力の推進」8 行目「学校図書館司書・図書担当教諭…」を「司書教諭・図書担当教諭・学校図書館司書…」に修正いたします。

森田委員長

10 から 20 について、何かご意見ご質問はありませんか。

山中委員

この 12 番ですね。通級指導教室の拡充について素案の 19 ページにあるんですが、いわゆる障がいのある子どもの個々のニーズに合った支援をしていくということで、従来から各学校には支援学級があって、その支援学級で個々の子どものニーズに合った支援をやっていくというスタイルにより、ずっとやってきたわけです。近年、その支援学級に属さない健常児の学級の中にも、いろいろとさまざまな課題なり、障がいを持った子どもが増えてきているという現状があって、その子どもたちにもやはりニーズに合った支援をしていく必要があるということで、門真市としてもその一環として、通級指導教室を立ち上げられて、今現在そういう形でやっているという現状があるんです。

従いまして、通級指導教室というのは、いわゆる通常の支援学級には属さない通常の学級の子どもの手当といいますか、支援という形でやっていますので、支援学級には属さない通常の学級ということなので、頭にそういう言葉がついたと思います。

ただ、このパブリックコメントを見ますと、市民の方のご意見に、全く異論がございません。そこで 19 ページの素案を見ますと、その通級指導教室について注釈がありまして、欄外の 26 番に通級指導教室の意味がきちんと書かれていますので、上の部分では、「通常の学級に在籍する」という言葉を外してもいいと思います。

森田委員長

はい、ありがとうございます。事務局の修正案で良いということですよ。

川村委員

さっき山中委員が言われていたことで、ふと思ったんです。これで良いのは良いけれども、やはり通常の教室の中にいる、何かしらの障がいを抱えた子が増えているということも、みんなには知ってもらわないといけないような現状じゃないかと思うんです。それならば、一番下の脚注のところにそういう児童が増えている事実を書くということも必要かと。

今は、文章がすぐに思い浮かばないんですけども、「ただそういう子どもたちが増えているんだよ」と。その中で先生たちが授業を組み立てていけないといけない。周囲の保護者もそういうことを認識しないといけない。お母さんたちはうちの子は、何かしら障がいがあるかもしれないと先生から話を聞くと、検査を受けようという人もいれば、そんな事は絶対にないという人もいる。本当は検査すれば、もしかしたら白ではないまでもグレーかもしれない。それをすることで、もっと分かりやすい授業を受ける一歩に踏み出せるかもしれない。お母さんの「絶対に違う」という思いで、立ち消えているという可能性もあるので、だから「みんなが学びあえるような環境づくりを」という意味で、何かしらの文章があってもいいんじゃないかと思ったんですが。

森田委員長

脚注の26のところでも少し書いたらどうかということですか。

川村委員

それか上のところに置くか。今ちょっと分からないんですけども。そういう子どもたちがいるということは、皆さんに認識してもらおうという意味でも必要ではないかと思ったんです。

森田委員長

いかがでしょうか。今、川村委員からこのようなご意見がありました。他の委員の方で何かお考えのある方がいらっしゃれば。

山中委員いかがですか。

山中委員

私自身も増えていると思います。通常学級にいろんな課題を抱えた子どもが増えている、確かにそのような現状はあるように思うんです。私自身の気づきの一歩として今の体制の中で、そういう子どもたちに気づく。我々自身が。そういった現状も一方ではあるのかと思います。だから、先ほど近年になって大分増えてきたと言いましたけれども、私はそれを示すデータを持っているわけではなく、私自身もその中で不確かな部分はあるけれども、確かに増えてきている現状はあるんだけど、それは昔と比べてそういう課題を持っている子どもが急増しているのかどうか。あるいはそういう子どもがいた

けれども、というようなところではないでしょうか。うまく説明出来ませんが。

森田委員長

増えてきているという文言を入れるというご意見をいただきましたが、そのように増えてきているデータがあるのかどうかということは、私たちにも分かりません。

工藤副委員長どうでしょうか。

工藤副委員長

個人的な意見になるかとは思いますが、発達の問題という、非常にニュートナルな捉え方なんです。そういう意味で言うと、②の文章に違和感はなかったのですが、脚注 26 で発達障がいがあるのかという形になってきたということで言えば、今の川村委員のお話でもそこと少し関わっているのかと思いついていました。ある種の障がいというラベルを持つ効果というのはやはりあって、それはおっしゃるように、そのことをきっかけにして周囲の人がそういうお子さんとして見ることで、適切な支援を開始できるという利点があると思います。

その一方で、そういうふうに言われたお子さんがどう捉えるのかという問題。やはり、お母さんには障がいという言葉が重いので、その障がいとどのように向き合っていくのか。それを含めて新しい課題が生じるので、そのことをどう捉えるか、という辺りがちょっとデリケートな部分なんだろうなと思っていました。そういう意味でどっちがいいんだろうと。

今、山中委員がおっしゃられたことは、私なりに解釈をすると、障がい概念のようなものが一般化していけば、かつてであれば「ちょっと他の子と比べておっとりしている子」という位で考えながら、周りの人たちがバックアップをしていたことが、「障がいとしての対象」と言いますか「福祉的な対象」と言いますか、場合によっては「医療的な対象」として見られてしまう。むしろ、環境を断ち切ってしまうということがあるのではないかと。そういう意味で言うとそこは少し難しいなと思うんです。あまりお答えにはなっていないんですけども。

森田委員長

はい、ありがとうございます。データの的にはどうなんでしょうか。発達障がいの子ども数が、40 人学級だと 5、6 人というのがありますが。違う数字も見たような気がするんです。それ自身がどういう形でカウントされているのかというのを私は知らないんですが、増加しているのかどうか。そういう目が出来てきたからそういうふうに見えるんじゃないかと思いますが。

山中委員

私も一方でそう思うんですね。学校現場だけじゃなくて、今は子どもを取り巻くいろ

んな関係機関がございますけれども、そうしたところで福祉的なところとか、就学前の部分であるとか、そういったところですのでごく連携が進んできていて、いろんな角度から子どもたちを見る体制というのができてきているから、以前は気づかなかったような、いろんなところが見えるようになってきているという現状は確かにあると思うんです。

何かそういう部分で、そういう子どもたちに先ほども申したように気づくというようなことがあって、いかにも増えてきているように感じてしまっているような部分は、なきにしもあらず、なのかなと。私の中ではそういう思いもあります。

森田委員長

また、川村委員がおっしゃたように、親御さんの方でもご自分のお子さんに対する意識が、昔の親御さんとは少し違う見方もできるようになってきたのかという気がします。でも、そういう特別なニーズのある子どもには、ニーズに基づいたような支援をしていくというスタンスを貫いていくことが大事なのかもしれません。この記述の仕方では確かに増加しているというところがありますけれども、通級指導教室の拡充ですから実際に子どもが増加しているのか、あるいはそういう認識があるとか、事務局の方で何かデータを持っていますか。

事務局（成田学校教育課参事）

支援を必要とする子どもの数そのもののデータは、今はない状況ですが。支援学級の数のデータというのは持っています。

子どもたちが少なくなってきた中、支援学級数が増加しているという現状がありますので。

森田委員長

要するに、ニーズが表に出てくるようになってきている。その数自体も増えているということですね。子どもが増加しているかどうかということよりも、むしろそういうニーズ自体が多様化して増加しているというような表現でいいと思いますね。

川村委員

これは、そもそもは本当に将来があると判明している子どもに限っての文面なんですか。それであつたら山中委員が言うみたいに、先生とか周りが気づくから、人数は一緒だったんだけど子ども数が減ってきていたり、気づく目が多くなって増えてきたんじゃないかということ、私も他から聞いたことがあります。やはり、すべての子どもの中でというのであれば、そういう増えてきたことが正確かどうかは分からないけれども。難しいですね。

森田委員長

ここは「障がいのある子どもの」というタイトルがついているところなので。

川村委員

そういったように割り切ってしまったら、それでいいような気がしますが。
通常学級の中にも支援を必要とする子どもがいるというような。

森田委員長

通常学級の中での特別なニーズを持っている子ども。障がいの有無にというくくりではなくて、そういうようなところってどこかありましたでしょうか。

事務局（西岡教育総務課長）

この 19 ページのみです。

森田委員長

通級指導教室は障がいの「ある無し」ということと関係なく通えることが出来ますか。

事務局（成田学校教育課参事）

支援学級に在籍している子どもは対象ではないんですけれども。
通学学級に在籍している子どもが対象です。

森田委員長

支援学級に行っていない子どもの中に認定されていない子どももいるということですね。

障がいの有無を出さずに特別なニーズが「あるか無いか」にしてみたらどうですか。
通級指導教室の拡充というところで、発達課題と特別なニーズを持っている子どもが増加しているかどうかということ。

工藤副委員長

このパブリックコメントをいただいた方が、どこに引っかかったのかということを考えながら見ていたんです。表現としては、通常の学級に在籍するという形にはなっているんですけれども、内容を読んでみても、通常学級に在籍するところを削除するということですが、正確に言うと、議論の論点になっているのは増加しているかどうかという話になっていますよね。おそらくもっと言うと、その施策全体の方向性を考えた時に社会的背景はなくてもいいのかもしれないと、ちょっと乱暴なことを今思っていたんです。要するに増加しているかどうかというのは、実際には分からないわけなんです。増加していようがニーズが増えていようが、そういう子どもが出てくればちゃんと

対応しなければならないわけです。それは「切り分けてやる」ということではなくて、通常学級で、障がいがある無しに関わりなく、いろいろな背景を持つ子どもがそもそもいるわけなので、特定の子どもたちをくくるわけではなく、そこで一緒に「関係づくりをやっていきましょう」というのが、施策全体の方向性だと私は理解しています。あえて「増加する中で」がなくてもいいのかもしれないと、ちょっと伺いながら思っていたんですけども、現状として、分離の形があるのだとしたら、方向性として、拡充しますということの方が分かりやすいわけですから。一つの案ということで。

森田委員長

増加と書くと、拡充が言いやすいわけですがけれども、増加と書かずに拡充となるということですかね。

工藤副委員長

そこについて私が考えていたことを申し上げますと、発達の課題を持っているお子さんが多分増加しているということがかなり重要な背景というよりは、障がいを持つお子さんが、先ほど言われたようなラベル効果のようなものが一方であるということ。他方で、川村委員が先ほど言われたんですが、俗にグレーの子がいるんじゃないかという不安感がすごく高まっているんだと思うんです。そういう時に「切り分け」をパシッとしてしまうことが本当にいいのかどうかということが、おそらく「通級指導学級をやっていきましょう」ということ背景だと思うんです。一つの背景になっていると思うんです。

そうすると数が増えているかどうかということは、あえて言うと、便宜的な部分が少しあって、本質的なことは人が見た時に「障がいがある」「障がいがない」と、切り分けることがそんなに簡単ではないということ。それをしてしまった時に、やはり本人や親御さんが被るある種のダメージみたいなものに対する配慮ということが、僕はあると思うんです。そこを分けてしまうと、通級学級の中で生活する子どもたち、そういう人たちの存在と切り離されてしまうわけです。そういうお子さんたちに対する教育効果も考えられているようなことではないかと僕は理解しているんです。そのように考えた場合に、数が増えているかということはそんなに本質的なことじゃなくて、むしろ人権意識をどういうふうに私たちが次の世代の子どもたちに関与していくのか、ということであるとか。私たち自身がそういうお子さんたちをどういうふうに見ていくかということが多分問われていることなんだと思います。

そういう意味で言うと、分離の形ではなく通級でいいのかというようなことももちろんあるので、ここはちょっと難しい議論だと毎回思うんです。通級指導を拡充してきますよということが出ているのであればなくてもいいのかなと。「ともに学びともに育つ教育の推進」ということを非常にシンプルに捉えると、こういう結論になるのかなと思いつつながら。

森田委員長

増加がなくてもいい。つまり拡充じゃなくて、充実という感じであれば。

工藤副委員長

はい、そうですね。

藤井委員

行政的な観点で見ますと、通級学級や発達障がいの支援の充実というのは、学校教育の中では比較的新しい課題で、学級に6人程度、支援学級には在籍していないけれども、何らかの支援が必要な子どもがいるというのが過去にデータとして出されています。平成24年度に同じスキームでの調査かどうかは分かりませんが、同じような調査があって、そういう一連の流れで言うと、支援の必要な児童・生徒は増えており、文部科学省としては拡充するような予算の充実を図ってきたという流れが一つあります。我々もそこに依拠しながらそういう支援の必要な子どもの教育を充実させていく。学校についても、それに関する負担が増えていきますので「より効率的なシステムに改善したり」、あるいは「人的な配置をしたり」という要望をしてきた経過があるので、基本的に意味としては、個々の子どもさんに対応するということを含みながらも、施策的な裏付けとして、「増加する中で」は残しておきたいという気持ちはあります。

森田委員長

これは、国のお金を採ってくるという意味も込めてここに書いているということだと思います。ただ、通級支援教室は障がいを持った子どものためのということであれば問題になるので、「発達障がい等を含め特別なニーズを持っているあらゆる子どもに対して」、というような感じの表現を入れていただいて、「それを含めてのニーズが増加する中で」というような感じで、人が増えているというよりも「対応することが多くなっている」、「拡充していくんだ」というふうにしていけば何となくいけるかと思いますが、どうですか。

峯松委員

今話を聞いていて学校現場の本音ですが、やはり通級指導教室というものに対するニーズが増えているというのは間違いがないんです。発達課題を持つ子ども自体が増えているのかどうかは分かりませんが、少なくともそういう研究がなされてきていて、やはり親御さんのこういうことに対する意識が高まってきていて、個別的な支援のニーズというのが確実に増えてきていて、やはりその通級指導教室の拡充というのはしっかり入れていただきたいというのが本音ですね。

小寺委員

「発達課題を持つ子ども」というこの書き方をしてしまうと、保護者から見て、発達課題があっても結局「支援をいいです」と断る親も結構おられるんです。ところが発達課題というよりも、学習などのいろんな部分で支援が必要で、単純に支援が必要な子どもたちに支援をする方法としては、今は一部しかなく、私の学校にもないんですけども小学校にはあって、小学校から中学校に上がる時に「通級指導教室はないんですか」「支援学級に入らないと支援は受けられないんですか」と保護者がおっしゃる。つまり発達課題にとらわれる必要もないんじゃないかなと思います。支援が必要な子どもが特性に応じて増加しているのかどうかは私には分からないんですけども、そのような書き方ではどうなのかなと思うんです。

森田委員長

ありがとうございます。前にも似たような議論をしていたことがあるんですが、この3番目の施策の方向で、「障がいのある子どもの一人ひとりの自立を支援します」となっていて、その中での話なので、今のような話になってくるわけですね。柱が「障がいのある子ども」というターゲットで、そういう障がいのあるお子さんに何をするかという話になってくると思うんです。

ならば、「その切り分けでいいのですか」という話になっているんじゃないかと思います。この柱を障がいのニーズを持った子どもにすると、障がいを持った子どもに対する施策としては弱い感じになることが大きなジレンマになってくるとは思います。

川村委員

今読んでいて、19ページの①のところの下から3行目に「障がいの有無にかかわらず、ともに助け合い」という文面があるので、いっそのことここに「増える増えない」ではなくて、「今現実として支援をする子どもが何人いる」というデータを示して、そういう子どもたちにもアプローチした「授業づくり」のようなもの、「ともに学び、ともに育つ」に具体的に入れてみて「そういう子もいるんだよ」と。ここの障がいの有無というのは、完全に白黒だと思うんです、私から見ると。白黒もそうだけれども、そうじゃない少し支援を必要としている、次の通級指導まではいかないというような子どもたちにも何かしらの支援が必要とか。

森田委員長

①とかですよ。

川村委員

そうですね。①にそういうところを加えて、②はこのまま残して通常の学級に在籍

にするというのは、入れないにしても、「発達課題を持つ子どもが」とか、「保護者のニーズが増加する」というような感じで、このまま残してもいいのではないかと思います。

森田委員長

確かに悩ましいところではありますよね。川村委員が今おっしゃっていただいたように障がいのみに関わらず、助け合う授業づくり、学級づくりをしていくんだということを書いています。それで、②の通級指導教室の拡充で、発達課題を持つ子どもが増加する中の拡充ということが言われています。藤井委員がおっしゃったように、国の認識と揃えておくことが大事なんだということはあると思います。

いわゆるグレーゾーンのお子さんたちもこの中に入るべきだと思うし、障がいを持った子どもだけというようにはならないと思うので。②はニーズが増加しているというように、他の委員もおっしゃっていましたが、そういう形でまとめさせていただいて、それで拡充と増加に関しては文部科学省もそういう認識を持っていると思うので齟齬はないと思います。障がいを持った子どもが増加するというよりも、いろんな支援のニーズが増加しているというような書きぶりでもって、ここの①と②を納めさせていただきたいなというように気がしますが、これに関してどうでしょうか。ご意見はございますでしょうか。

工藤副委員長

自分の中で、勘違いがあったことも含めて納得して聞いていたんですけれども、その最後のご提案で、ニーズの増加という表現に「多様化」という言葉を入れてみたらどうかと思うんです。数が増えているというか、すごく直線的なイメージなんですけれども、実際多様なニーズになってきていますよね。その辺りが入ってくると非常に分かりやすくなるのではないかと思います。

森田委員長

多様化というのは確かにそうだと思います。多様化と増加というか、拡充が必要になってきているんだということを書かせていただくと。

皆さんよろしければ、後を具体的にどうするかを、また少し案を出すというようにはなりにくいかなと思うんですけれども。そういう方針を合意させていただいて、後は、私と事務局で調整をさせていただきたいというように感じているかなと思います。

委員の方から預らせていただいて、事務局と相談して反映させていただくということでもよろしいですか。すみません。ではこのコメントの12番に関しては、取り運びをさせていただきたいと思います。その他にこのブロックに関してはいかがでしょうか。

小寺委員

学校図書館の充実というところで、17のご意見が司書兼任、あるいは兼任している場

合が多いので図書館司書の配置が重要である。と、こういうふうにつながっていくんですけども、実際に学校図書館の司書が中々配置されていない現状です。私の学校を考えた時も実際に司書教諭の方が1名なんですけれども、普通に授業をやって担任もやりながら、図書館の運営まではとてもできるわけではなくて非常に苦勞をしているわけです。図書館の開館が中々できない。その下準備としての図書の整理さえもままならない。なぜかという今置かれている司書教諭が新任の方で、全く経験もない。大学で免許だけ取っただけの人が、全体に指示して、こうしてくれとなどということも中々分からないらしく、いろいろとこの後も見ていくと「研修」という言葉が出てくるんですけども。

森田委員長

計画 24 ページの③ですね。

小寺委員

③ですかね。3つ目に「学校図書館司書、担当教諭を市立図書館司書の研修交流の実施」があるんですけども、実は、ここに先ほど言いました運営の仕方というか、その下にある図書館活用に関する研修とは書いてあるんですけども、実際に運営自体のノウハウというのが分からないんですよ。そういう言葉が入ったら嬉しいかなど。活用というよりも、基本的な部分から担当教諭とか司書も集めてやっていただけるとありがたい。と、そんな気持ちがあるんですけども。

森田委員長

ありがとうございました。17の意見が紹介されていて、小寺委員がそういうような研修も必要なんだろうということに気づかれたということです。このコメントに対してではないですね。

小寺委員

そうですね。

森田委員長

それは確かに認識としてあるような感じがしますね。今は司書教諭の方は全校で11学級を超えるでしたか。

事務局（成田学校教育課参事）

12学級以上の学校には必置です。

森田委員長

司書教諭の発令は校長先生がされている。

小寺委員

はい、免許を持っている人です。

森田委員長

免許を持っている人の中から発令をされている。その方たちが学校の中で、役割を果たす上では若かったりすると図書館教育の中心的是にはなりにくい。その図書館教育の運営するような役割も、ノウハウも含めた研修が必要なのではないかといったご提議だったと思います。確かにそのとおりだと思います。24 ページの③の3つ目に今のような文言が少し入れることが出来たら、対応できるわけですね。小寺委員。

小寺委員

はい、そうです。

森田委員長

よろしいですか。これもまたを預らせていただいて、具体的にちょっとどうなるのか結果は検討させていただきたいと思います。

岡田委員

図書館のところまでは同じですけれども、パブコメで4つ出ているとなかなか市民も関心が高いところなのかと思うんですけれども、意見 11 のところで、教えていただきたいのが「1,000 冊以上増加」とあるんですけれども、どういったデータでこれを書かれているのかちょっと教えてください。

森田委員長

では、事務局お願いします。

事務局（成田学校教育課参事）

これは毎年、こちらから各学校の方に調査をさせていただいているんですが、子どもの読書活動に関わる学校の調査なんです。それによりますと年間貸出冊数について、例えば一つの小学校で25年度から26年度の冊数が年間25年度であれば12,000冊であったものが26年度であれば13,000冊になり、貸出数が増えているという結果が出ております。他の配置校でも同じ結果が出ておりますので、その調査を基に書かせていただいております。

森田委員長

岡田委員どうぞ

岡田委員

はい、ありがとうございます。そういうことがあるならば、載せるのはすごくいいと思います。僕も図書館司書の有効性はすごく実感しているところがあって、劇的に変わるんですね、しっかり連携すれば。一番思うのは環境が変わりますよね。常に図書館にいてくれる人がいるというのは、季節の展示とか見た目も綺麗にするとか、掃除もそうですし。常に環境が変わって子どもが行きやすくなる。授業などでも使いやすくなるわけですよね。それで結果的に先生も相談できるし、子どもが利用する時間が増える。休み時間も行けるわけですから。

普段であれば先生方がバタバタしている中で、図書館を開けられない中で、物理的にこの時間の確保ができる。結果的には借りる時間も増えるということで、自分の学校でもそうだし、活用が増えているなという実感があります。もっと突っ込んで言えば、やはり休みの日に本を読むという、そういうことが低いというのは一つの課題でもあると思うんです。

今突っ込んでやっているのが、例えば図書館の司書の方を通して、市立の図書館と連携して借りに行くとか、そういったこともできる。そういったことを積み重ねることによって、特に本を読むのは低学年の子どもが好きで、字を覚えてたてなので、そういった子どもが本が好きのまま大きくなっていく。それで結果的に門真市全体の読書力がアップするというようなことにつながると考えています。

ここにも素案の中に書かれていると思いますが、今後の取組の中で、重要視していかなければならないと思います。こういうような具体的なデータをどんどん載せていって、市民の方にも伝わるといいと思います。

森田委員長

はい、ありがとうございました。図書館教育は門真市では表出しされているので、今後 10 年ぐらい経つと全国に名を馳せるようになっていくと思いますので、そういうようなことをめざしていただきたいと思います。

その他、第2ブロックではいかがでしょうか。

川村委員

図書ではないんですが、計画の 23 ページの中一ギャップなんですけれども、意見の 15 番です。先ほど食物アレルギーのところでも、文言で核家族化が一因になることが外されたのと同じように、これも現状と課題の下から 2 行目に、小中学校間の指導方法等の違いに起因する中一ギャップと書かれている。何も知らない人がこれを読んだら、これだけが中一ギャップにつながるのかなと。今日渡された募集結果の返答の部分については、いろいろ書かれているんですけれども、「多くの問題と中学校段階ではなくて、小学校段階から始まっている場合も少なくはありません。」と書いてあるので、それが

一因となるとするか、その下の脚注の中一ギャップのところに「これだけが原因ではなくて子どもの正常な発達段階による」とか。「新規の問題である」というようなことも少し入れてみるとか。「小中学校間の違いだけではないんだよ」というところが何かちよつとあったらいいんじゃないかなと思います。

森田委員長

ありがとうございました。なるほど。あらためて読んでみると確かに方法などの違いにと書いてあるけれども、やはり先生方の指導方法の違いが、中一ギャップになっているんだなというように思ってしまうかなと思います。

いろんな原因が指摘されているわけなんですけれども、それを少しスペースもありますけれども、書き込んでいくという方向でやっていって、先生の指導方法の違いだけでそういうことが起きているのではない、ということを示せるようにしていくのは確かにそのとおりだと思います。これはまた、そのような方向で修正ということできさせていただきたいと思います。

大変に良い点だったと思います。その他に第2ブロックでいかがでしょうか。

では、急ぐわけでないんですけれども、3つ目の最後のブロックに移らせていただきます。また戻るようにしたいと思います。

事務局の方から21番～31番までお願いいたします。

事務局（西岡教育総務課長）

【事務局より項目21から31を説明】

まず、21番目のご意見につきましては、計画の35ページ実施施策「学校の自立性の確保」に関することであり、主な実施事業の①「学校予算の裁量権の拡充」についてはぜひ進めてほしい。他市で実施されている「光熱水費削減分還元制度」についても検討する旨入れてほしいとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、先進市の事例なども参考に、調査・研究してまいりたいと考えております。としております。

次に、22番目のご意見につきましては、同じく計画の35ページ主な実施施策③「効率的な事務体制の構築」については、「学校事務の共同実施」を推進しても「学校」の事務負担軽減にはならないので、「共同実施」の効果を書くのであれば「学校内の事務処理効率化による教員の事務負担軽減」とするべきではとのご意見と、国もチーム学校の推進に合わせて事務職員の名称を「学校運営主事」とする旨検討されていることを考えると、拡大した裁量を掌理する立場として、市単独で「事務長」発令について検討する旨記載されるほうが論旨も明確になるのではとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、ご意見いただいた本計画 35 ページ③「効率的な事務体制の構築」2 行目「学校事務の共同実施等を通じて、学校の事務負担の軽減を図り…」の部分で、「学校内の事務処理の効率化をめざした学校事務の共同実施等を通じ、教員の事務負担の軽減を図り、学校裁量の拡大を…」と修正いたします。

また、いただいたご意見を参考にしながら、創意工夫を凝らした教育活動を推進するための体制づくりを構築してまいります。としております。

次に、23 番目のご意見につきましては、貧困対策については、門真市第 5 次総合計画にも記載があるが、この計画の中には、子どもの貧困対策として K a d o m a 塾しか対策が示されていないが他にないのか。また、貧困の子ども・保護者をサポートするためには S S W と C S W の連携など、学校と福祉をつなぐ取組なども必要だと思うとのことのご意見でした。

市の考え方といたしましては、子どもの貧困対策につきましては、教育委員会だけでなく、他部署と連携を図りながら推進する必要があります。この教育振興基本計画においては、基本目標 3 施策の方向 2 「子どもの居場所づくりでみんながつながります」の中で事業を展開してまいります。

また、ご意見いただいている貧困の子ども・保護者のサポートにつきましては、これまでも「子ども悩み相談サポートチーム」や S S W の活用の促進、C S W や各関係機関との連携を図り、あらゆる相談への対応を行ってきております。今後も、児童・生徒、保護者への対応や支援のために、教育相談等の体制の充実を推進し、S S W、C S W、学校をはじめとする各関係機関とのさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。としております。

次に、24 番目のご意見につきましては、学校図書について、交付税措置がされているはずなので、その分の交付税どおりの予算を獲得し、調べ学習のための新聞購読等の予算に充当するなどの検討をしてほしいとのことのご意見でした。

市の考え方といたしましては、本市においても子どもたちの利用しやすい学校図書館をめざして、地方交付税を活用した人的、物的な学校環境の充実に努めてきているところです。

今後、他市の状況や本市の財政状況も勘案しながら、蔵書の拡充をはじめとする学校図書館の充実に努めてまいります。としております。

次に、25 番目のご意見につきましては、子どもの学びの機会について、小中学校で勉強についていけなくなって、高校進学ができなかったり、中途退学した子どもが、もう一度何らかの形で学び直す機会を持って、仕事をする上での力を身につけることができれば、その子にとっても、門真市にとっても大変いいことだと思うので、そのような趣旨の方向性なり、実施事業をどこかのページに追加してほしいとのことのご意見でした。

市の考え方といたしましては、

計画 14 ページ④「進路選択支援事業の推進」にあるように、本市におきましては、すべての子どもたちが進路選択の機会を等しく持てるよう、卒業生、保護者も対象とし

た、専門相談員による進路選択支援を実施しており、主に経済面の相談に対応しております。

そして、計画 38 ページ実施施策（１）「子どもの居場所づくり」においても、居場所について検討をしております。

また、学び直しや就労支援等につきましては、本計画を推進していく中で他部局と連携し、本市の実態に合った施策を検討をしております。としております。

次に、26 番目のご意見につきましては、子どもの居場所とキャリア教育について、不登校の児童生徒が学校へ通学しやすい「面白さ」を見つけ出してやり、おもしろ教室等の快い居場所を作り、その教室の中で職業的なことを、学習と実習をすることが必要で、専門家や地域の人材が積極的に参加して、不登校の児童生徒が自由に学校へ登校することが、今後のキャリア教育の推進であると考えてるので、そのような居場所づくりが必要であるのではとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、第 1 回策定委員会の案件 6 「計画の基本理念について」をはじめ、本策定委員会では、子どもたちの居場所やキャリア教育について議論をいたしました。

いただいたご意見を参考にしながら、計画 14 ページ②「職業についての学習の推進」の中で、興味・関心を高めるため、職業体験や職業講話をはじめとしたあらゆる機会を設け、本市の子どもたちが未来を切り拓くための基盤となる自尊感情を醸成し、望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択して社会人として自立していけるよう、教育活動全体を通じて系統的にキャリア教育を進めてまいります。

また、計画 38 ページ実施施策（１）「子どもの居場所づくり」においても、居場所について検討をしております。としております。

次に、27 番目のご意見につきましては、計画 46 ページの「平成 27 年度全国学力・学習状況調査分析」で、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」の項目が極端に低くなっているが、この課題に対してどのような教育施策を行っていくのかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、第 1 回策定委員会の案件 5 「統計資料について」、案件 6 「計画の基本理念について」等、本策定委員会では、子どもを取り巻く地域や社会について議論をいたしました。（第 1 回策定委員会議事録 P 16 及び P 26～P 29 参照）

子どもたちにとって、地域や社会に目を向けて、自立していくことは大切なことであると認識しております。本計画では基本理念に基づき、すべての施策の中で、学力だけでなく子どもたちが自らの将来を見据え、夢の実現を図っていけるよう、子どもを中心として、学校・家庭・地域・行政がつながり、総ぐるみで取組を進めることを基本としています。

その中で、社会の中で自立して生きていくための能力などを身につけていく支援や教育の推進を図ってまいります。としております。

次に、28 番目のご意見につきましても、計画 46 ページの「平成 27 年度全国学力・学

習状況調査分析」のテレビ・スマホ等の時間が2時間以上の子どもたちが増えていることに対してどのような対策をするのかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、計画12ページ③「ICT機器の活用」の中で、情報モラルの適切な理解を図る学習などを通じて、適切な情報リテラシーを育成する取組を進めてまいります。としております。

次に29番目のご意見につきましては、第1回策定委員会で作されていた統計資料である、母子家庭率や生活保護世帯等の資料を計画に出す必要があるのではないかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、いただいたご意見の統計資料につきましては、計画策定過程で提示したデータであり、第1回策定委員会の案件5「統計資料について」において、議論をいたしました。(第1回策定委員会議事録P16参照)

ご意見の内容も含め、本計画に反映しております。

また、福祉分野との連携が、重要であると認識を持っておりますが、本計画は教育の計画であるため、統計資料の掲載を控えさせていただきました。としております。

次に、30番目のご意見につきましては、計画全体に関することで、今後施策を実施するにあたって、学校現場と同様に教育委員会事務局も業務量が増大すると考えられるので、事務局の定数改善についても必要ではないかとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、計画の推進に向けては、事務局の組織体制の充実は必要であり、適正な体制確保に努めてまいります。としております。

最後に、31番目のご意見につきましても、計画全体に関することでして、課題・方向性・具体的対応策と実に分りやすくまとめられており、この計画に合わせてサポートできる部分を探りながら、地域の役割を果たせたらと思っているとのご意見でした。

市の考え方といたしましては、いただいた多岐に渡るご意見を踏まえ、今後一層本市の教育振興に関わる施策・事業を推進してまいります。としております。

以上でございます。

なお、先ほど同様に、修正のある箇所につきましては、資料4 計画(素案)新旧対照表12ページ、13ページをご覧ください。

22番目のご意見で、本計画35ページ③「効率的な事務体制の構築」2行目「学校事務の共同実施等を通じて、学校の事務負担の軽減を図り…」の部分で、「学校内の事務処理の効率化をめざした学校事務の共同実施等を通じ、教員の事務負担の軽減を図り…」と修正いたします。

以上でございます。

森田委員長

21から31について、何かご意見ご質問はありませんか。

峯松委員

28 番のパブリックコメントの内容なんですけれども、スマホやLINEなどでトラブルがあると書いてはあるんですけれども、確かに学校現場は、こういうようなトラブルがあり、低年齢化してきているというか、そうなっていると思います。先ほどのパブリックコメントの9番に、学校現場においてLINEなどとあり、市民の方の関心もすごく高くなってきているのかなと思ったんですけれども。

実際にこの基本計画の中に、そういうことに関する文言というのが12ページの、ICTの活用の情報モラルについて適切な活用を図る、ということしかないのかなと思ったので。

確かに、子どもたちに合ったスマホの情報モラルの教育をしっかりとやっていくというような文言を、もう少し強めに入れるような方向にした方が、市民の方も情報モラルについて、適切な理解を図るだけでは、この辺りの対策はどうなっているのかなというふうに考えられてしまうのかなと思いました。いかがでしょうか。

森田委員長

その他にも記述できる箇所があるということなんですけども、ここを強調するということですか。

峯松委員

ここの文章のICT機器の活用というところに、この情報モラルの適切な理解しかないので、それであればICT機器の適切な活用を図るとともに、そういうトラブルを防ぐための情報モラルについても、しっかりとやっていきますというように、もう少しこの文章を強調した方が市民の方も理解してもらえるのかなというふうに思いました。

森田委員長

今おっしゃっていただいたのは計画12ページの一番下の③のところですね。

峯松委員

はい、そうです。

森田委員長

活用の向上だけじゃなくて、モラル教育についても強調した方がいいだろうということですね。

活用だけにしてしまうと、危ういところが確かにありますので、この辺りのモラルのところ、あるいはトラブルなどの教育が必要なのかなとは思いますが。

私もそう思いますけれども、この12ページの一番下の③のところに、その辺りを強調して入れていくといいのですが、もう少し具体的な文言というのはありませんか。それならばもう少しお伺いしておいて。

一応は、書いてあるけれども少し弱いということですよ。

峯松委員

そうですね。

森田委員長

活用及びモラル教育の充実というような。このように前出ししてもいいと思いますね。

峯松委員

そうですね。

森田委員長

特にとても大事なことだと思しますので、前に出してもいいのかもしれませんが、確かにおっしゃるように質問が多いので、お困りのお子さんも沢山いらっしゃるでしょう。分かりました。これもちょっと前出しするような形で事務局と検討したいと思います。

その他いかがでしょうか。

私からいいでしょうか。29番の意見への反応なんですけれども、福祉分野との連携が重要であるという認識を持っておりませんが、本計画は教育の計画であるために統計資料の掲載を控えさせていただきましたというところが、気になっていました。教育以外のデータを使っているんだろうというふうに思いますが、少し載せてしまうと、ボーダーを越えてしまうという感じなんですか。福祉の部署の方が反応されると思うんですが、この辺りは僕には微妙で分からないんです。

もしデータがあれば載せていただいても構わないと思うんですけれども、これは全体にも関わることなんです。解けない問題というのはあるわけなんですけれども、その問題を解きますというようにここで言うてしまうと、他の部署の人たちが「いやそんなことは」ということになってしまうのは、どうでしょうかね。その辺りは。

データがあれば載せても構わないと思うんですけれども、逆に書いてしまうと「教育委員会だけで解ける問題しか解きません」みたいになってしまうと困るのではないかという気がするんです。この辺りはもしデータが挙げにくいのであれば、スペースなども問題がいろいろあると思うので、どうですか。

事務局（西岡教育総務課長）

データはありますので、問題はないのかなと思いますけれども。それに関する分野のものがあまり書かれていないのかなというふうに思いますので、今回はどうなのかなということです。

森田委員長

その辺りの皆さんのご意見も伺いたいですけれども、どうでしょうか。

川村委員

私は入れても良いかと思えます。12 ページの 3 章の今後の方向性の関係づくりで、というようなこと言われたので、やはり生活保護とか母子家庭や父子家庭というところがそこしかない。

保護者の方がどういう意味で人間づくりをしていくか、というところも関わってくると思って特に問題がないのであれば、そういうところと絡めて載せてもいいのもいいかなという気がしました。

森田委員長

はい、ありがとうございます。レイアウトとかいろいろと工夫がいるかもしれませんが、福祉のセクションの方々へのメッセージにもなるかもしれないし、そういうようなことがあるので一緒にやっていかなければならないんだという、使えそうな気もいたしまして、載せてもいいんじゃないかと、可能な限りで結構ですけれども思えます。

稲毛委員

確かに市のコメントで、教育の計画であるため、控えさせていただいたという表現は私も正直、どうなのかなという若干の危惧を持っています。統計的には市民に分かりやすくということ、当然、子どもの貧困に関わるところはしっかりと押さえる必要があると思えますので、大事な観点なのでそれを載せることによって、市民の中にも入っていくということがあればいいのかなと思えますけれども。

市としては子どもの貧困問題で、また改めていろいろな調査なりをして、その状況を掴んでいこうという、むしろ明らかにしていこうという立場で、教育委員会も立っていますが、事務局としてもあるところまでは一部だけ載せて、母子家庭と生活保護だけというのもどうなのかなという危惧があって。少し悩みながら拡充となっているんですが、やがては明らかにしていくべきですし、委員の皆さんが載せたいということであれば、やぶさかではないと考えます。

森田委員長

はい、ありがとうございます。いいですかね。基本的には良い統計データがあれば、載せていくということで、載せても誤解が出てきたら困るので少し精査させていただいて、良いものがあれば載せていくという方向で検討していきたいと思えます。その他にどうでしょう。

よろしいですか。それでは全体を含めまして、見渡していただいて。

高松委員

少し前にさかのぼる形なるんですけども。パブリックコメントの7番です。外国市民の教育というところで、多文化共生社会ということがありまして、多文化共生社会というのは、多分いろいろな文化が同時に存在する事が許される社会だと理解ができると思うんです。ただし、自分のルーツとなる国の言語を学ぶ機会というのがまだ日本の社会には非常に少なく、韓国の方であるとか中国の方とか、第三世代や四世代の方が、自分の母国語が話せないという状況があるということを読んだ記憶があります。

それがために、セルフエスティームが下がっているということですから、やはり、将来的にその子どもたちが何らかの機会で接触するとか、自分の自尊感情を高めるために、自分の文化に将来、興味を持つための一つのきっかけとして、やはり学校や家庭や地域で、ルーツとなる言語を学ぶ機会というのが必要です。日本語学習するだけでは、日本人としてのアイデンティティを据えるという別の能力にもなりかねないので。そうではなくて、日本人でない自分も受け入れてもらえるんだということの方が自尊感情が保てる。そこが計画⑤で見えてほしいなと思ったんですけども。

どういう形かちょっと分からないんですけども、学校で韓国語を選択するようになるというのであれば、もっともっと上の方が考えなければならぬので。パッと思いつかないんですけども。総合学習の時間なんかで先生が、他の個人レベルで韓国の文化を知ろうとか、というようにいろいろと取組はされていると思うんです。そういうようなものを門真市レベルでバックアップするとか、そういうものでもいいので。一方向的な日本の文化だけを学習するというのではなくて。

森田委員長

はい、ありがとうございます。今の17ページの⑤のところですね。ワイワイパーティーなどへの支援を通してとありますけれども、このワイワイパーティーというのは、おそらく自分のところの文化のことを学ぶということもあるんでしょうけれども、一方的に日本に適応するというだけでは、国際理解教育としては半分しかやっていないことになる。後の半分は自分のところでやっているということで、これについては前もこのような議論になりましたけれども、この辺りの事務局の認識をお聞きして、書き換えるかどうかはその後でまた考えてほしいと思います。

事務局（成田学校教育課参事）

多文化共生教育については、これまでも門真市の方で、取組んできたものではありますし、この門真市一帯の教育方針の中にも、多文化共生国際理解を推進する、または「自らの民族に誇りを持って本名で生きていくことを育てる」というような方針が打ち出されています。そういうことで使用しています。

また、学校の取組になってしまうんですけども、指導であったり、総合の時間で多文化について学ぶ時間というのを取っておりますので、そういうことを何かこの中に盛り込んでいけたらいいのかなとは思っています。

高松委員

そうですね。それを書いていただけでも一目で分かるので。

森田委員長

ありがとうございます。基本方針に基づいて今のようなことも充実させていたいと。書き加えていきたいかなと思います。

工藤副委員長

関連してなんですが、国際理解教育というもので、イメージされている主体が、在日の外国人のお子さんというイメージなんです。だけれども、本来の国際理解教育というのはそのお子さんたちだけではなくて、日本の戸籍を持っているお子さんの重要な教育なわけですね。そうすると僕はちょっと誤解していたなと思うんですけども、最初の一文っていうのは、全体のお子さんに届く表現なんだけれども、後の方は日本語の指導ということで、そうではないようなイメージで、やっぱり読めてしまうということがまず一つあったのかなということで、「すべてのお子さんを対象に」という部分と、「在日のお子さん」ですね。「外国籍をお持ちのお子さん」という形の表現の仕方が、少し強調してクリアな方がいいのかなと思いながら聞いていました。これが1点ですね。

2点目は、ちょっとこれは難しい課題なのかもしれないですけども。今回全体を改めて見せていただいて思っていたことなんですけど、図書館に関しての関心が非常に高かったということが、パブリックコメントを読んだ時に思ったことなんです。そこでの兼ね合いで言いますと、学校が正規に思っている方たちの選書というのは、どういう形でされているのかと思ったんですね。例えば外国籍の多い地域の図書館ですと、国籍のある方たちの、母国語で書かれた本というものを入れるということ、積極的に推進するということが出てきていると聞くんです。それは、もちろん選書に関わる具体的なことになりますから、学校単位でというよりも、市単位でどうするのかということにはなると思うんですけども。大きな方向性として、社会的にそうした知識を広げていくという意味でも、そうした多言語の書籍を入れていくということが、少し図書館の中に入ってきてもいいのかな。今は体制づくりの事がどちらかというと仕方がないのかもしれないですけども、あまり成長に関するような、具体的な方向性が示されていないことがあるのであれば、そういうことがもしかするとあったとしてもいいのかなと思いながらお話を伺っていました。

森田委員長

市立図書館の場合、公立図書館の場合、キーワードで考えなければならないことかとは思いますが事務局の方はどうですか。今の工藤委員の話を受けて。

事務局（成田学校教育課参事）

正直なところ、多言語の書籍を各学校で配置されているかということは調査したことはないんです。例えば砂子小学校であれば、中国の子どもたちが沢山いますので、中国語の書籍を入れたりということは聞いております。今後必要なことなのかなとは思いますが。

森田委員長

市立図書館に関してはどうですか。

柴田委員

市としては、今は英語に力を入れています。たまたま寄贈があったこともあり、英語に関するコーナーはあるんですけども、言語といっても大変に多いものですから、そこまでは対応できていないのが実情です。

森田委員長

はい、一足飛びに対応できるようなものではないということですが、図書館教育を柱にしてやっていこうということをした時点で、今の問題とは課題になってくるわけです。すべての人に渡すことができるのが図書館の使命で、アメリカに行った時に英語で書かれた桃太郎があって、日本語で読める中国の物語でもいいのかもしれない。他の国ではどんな物語が読み継がれているんだろうと。そういうのは少しあるのかもしれないですけども。多分おそらく今後の課題になっていくんだろうと思うんです。

今は大事なご指摘ですので、図書のところでも今このことを少し入れ込めることが出来たらいいのかなと思います。もし事務局の方でいけそうだと思います、それもどうですか。今のは市全体でということになるとどうか。これは大きな問題ですよ。図書館教育基本計画というのを立てなければならぬかもしれないですね。

難しいけれど、大事なポイントをご指摘いただきました。ここに入れ込むとしたら工藤副委員長どんな感じになりますか。

工藤副委員長

それは、私はなかなか言えないんです。

ただ、図書館のページがありましたよね。計画 24 ページの主な実施事業という①②③の中に、選書に関わる方針がありますので入れてみたらどうかなとは思いました。一方で難しいのは、もちろん国際理解のことだけではなくて、その下に男女共生の問題があったりということがありますから、すごく一般的な書き方になるかもしれないというのはどうしても仕方がないと思うんですね。また、人権意識ですとか、良い意味での共生社会、多文化共生であるとか。そういったことを進める形で「多様性のある図書館を

つくっていきます」という一言があってもいいのかなとは思いますが。

森田委員長

ありがとうございました。これも種を撒いていくような意味で、すぐに来年ということではないかもしれないですけども。少しずつ市立図書館とも連携しながらやっていくことかなと思います。

柴田委員

一言だけ良いですか。図書館に関する意見をたくさんいただいて、生涯学習部も子ども読書活動推進計画が同時にでき上がりましたので、同じようなご質問があったんです。この 55 ページに中学生の生徒会の会議提言で、学校の図書館の開館時間を延ばしてくださいという意見がありましたね。

学校の図書館だったら、いつでも開いていて、誰でも入れて、そこの活用しか想定していないので、こうなったと思うんですけども。やはり開けてもらわないと司書資格を持っている先生以外にも、本を綺麗に並べたりといった工夫というのは、別に司書だけではなくともセンスさえあればできると思うんです。だから計画とは何かと言った場合に、やはり決意でありますから、それならば言葉じりを綺麗にするのではなくて、「やるぞ」というところから、やはり気づいてやっていくのが計画ですので。できることから。市のボランティアもおられますので、学校の先生が大変にお忙しい事は承知しておりますので、学校支援地域本部事業とかボランティアの活動なんかも視野に入れていただいて、アクションしていただきたいと思います。

森田委員長

ありがとうございます。今の話を含めた上での図書館のイメージということですが、読書の推進計画ですか。作られるということですね。そういう中での計画もまたあるようですので、それと連携しながらやっていきたいと思います。子ども読書活動推進計画のことはここに書いてありましたでしょうか。

柴田委員

はい、載っております。

それはそれで連携しながらやっていきたいと思います。

読書手帳を作りながら、早速3月から始めます。3月の広報にも載ります。

森田委員長

はい。ということで、その他に全体のことでいかがでしょうか。

それでは、1から31全体をとおして、ご意見ご質問はありませんか。

片山委員

戻るんですけれども。5ページの9番で、先ほどのお話のいじめ防止対策についての推進のところで、LINEやSNSなどによるいじめの回答に「今後、LINEやSNSが大きな課題になってくることを認識しており」とありますが、現状起きているんですよ。だから、このパブリックコメントを出した方がこの回答を読むと、「今起きているのに何をのんびりした事を言ってるんだ」という意見になりかねない。回答の内容としては良いと思うんですけれども。その今後のことですね。

森田委員長

今後、という表現を止めて「すぐに」としましょうか。

片山委員

そうですね。

大きな課題になっているのは認識しておりとか。そうしていただけると。

森田委員長

なるほど。コメントを出していただいた方は必ず読んでくださると思うので、一種のコミュニケーションですよ。パブリックコメントの回答は市がどう認識しているかを伝える場でもありますので。

そろそろ時間となりました。どうしてもということがあれば、お伺いいたします。いかがでしょうか。

岡田委員

まだ、まとまっていないんですけれども。パブリックコメントの中で、もう一つキーワードとなっているのが自尊感情で、たくさん出てきているんです。

素案を見ていた中で、基本目標の1と2には出ているんですが、基本目標3には全く出ていなくて、「子どもを真ん中に学校、家庭、地域、行政がつながります」ということだけで。

目標の3にも随所にキーワードとして何か入れることはできないのかという気持ちを持っています。

森田委員長

具体的にどの辺りを言ったらいいですか。

岡田委員

居場所づくりの現状と課題のところであるとか。自尊感情というのはいろいろあるじゃないですか。4つの観点があると言われてはいますがけれども。学校だけでも無理だし、

家でも家庭でもつけていかなければならないし、そういう意味では余裕をもって、保護者の方が子育てしていただくということが保護者自身の自尊感情にもつながるし。ひいては自分自身の自尊感情にもつながるというところで、現状の課題であるとか。今後の方向性のところで、何か入れられないかなと今考えているんです。

それがなかなか言葉にできなくて。悩んでいたんですけれども、同時に学校は学校でできる自尊感情の高め方というものがあると思うんです。今後これは、教育振興基本計画なので大きな枠作りとしては自尊感情でいいと思いますけれども、今後の施策を考える上で、やはり僕が学校でできるのは、子どもの達成感であるとか、自己肯定感、という部分だと思うんです。何かを達成したというのは、学校の中で一番伝えられる部分かなと思っていますので。

それを市として、学校現場をバックアップするといった授業のサポートを行うというような施策に進んでいってほしいなと思います。勝手な方で、包み込まれ方というのでしょうか。子どもが愛されているというような、自尊感情を持てるような、親が余裕を持てるような施策を打っていくと。そういうような意味も込めて、基本目標3のところにも自尊感情の文言が入っていたら、掴みやすいんじゃないかというふうには思ったんですけれども。

森田委員長

ありがとうございます。確かに、基本目標3にはなるかもしれないですけれども、少し入れることも考えて検討できればなと思いますので、おっしゃるとおりだと思います。学校での自尊感情での育成、家庭での自尊感情の育成と両方ありますよという認識を示していくのは大事だと思います。

学校だけがやってくれればいっていいというものではないので。その辺りも考えていきたいと思います。ありがとうございます。よろしいですか。

良い計画にしようということで、皆さんからたくさんご意見をいただきました。実際に市民の方からも中学生からも意見をいただいて、みんなで一緒に作ってきたという感じの基本計画になればと思います。

今日、ご意見をいただいた部分に関しては、まだ修正の機会がありますのでそこに反映させていって、皆様方の、そして市民と中学生の皆さんのお考えができるだけ反映されたような形の計画にしていきたいというように思います。

それからもちろん柴田委員がおっしゃったように、計画というのは実施しないと意味がないので、実施できるようお願いしたいと思います。

今日いくつかの修正点がございました。これに関しては、途中でもお願いしたところではありますが、事務局と私の方で一旦預らせていただいて、修正した後に、皆さんにあらためてこのような修正になりました、というご報告をさせていただいてということで、取り運びをさせていただきたいと思います。そのような形でよろしいですか。

ありがとうございます。では、事務局と話をさせていただいて最後の案ができました

ところで、皆さんにメールや郵送などで早急にご提示させていただくという形にさせていただきたいと思います。

2. その他

森田委員長

それでは「2. その他」についてですが、次回の開催日程について、事務局からお願いいたします。

事務局（西岡教育総務課長）

「資料5 スケジュール」をご覧ください。次回、第6回策定委員会ですが、28年2月16日（火）16時、市役所本館2階大会議室で開催いたします。

今回いただきました、ご意見を基に、本計画案を作成し、この門真市教育振興基本計画策定委員会から門真市教育委員会教育長に対し、答申をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、2月26日に開催する、28年第2回教育委員会定例会に本計画を上程する予定としております。

以上です。

森田委員長

その他、皆さんからご意見やご質問はございませんか。

全委員

意見なし

森田委員長

ないようですので、これで第5回門真市教育振興基本計画策定委員会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。お疲れ様でした。